

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

昭和五十八年五月十二日
規則第四十五号

(有害図書等の区分陳列の方法)

- 第一条 埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。)第十二条の二第二項の規定による有害図書等を陳列するときの他の図書等との区分の方法は、次の各号のいずれかとする。
- 一 間仕切り等により内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等を陳列する方法
 - 二 扇等により内部を容易に見ることができない措置がとられた棚に、有害図書等を陳列する方法
 - 三 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離した棚に、有害図書等を陳列する方法
 - 四 有害図書等から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質及び構造のものとする。)の間に、有害図書等を陳列する方法
 - 五 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する方法
 - 六 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法

(図書等又は玩具等の自動販売機等の設置等の届出)

- 第二条 条例第十二条の二第一項の規定による図書等又は玩具等の自動販売機等の設置の届出は、様式第一号の設置届に次に掲げる書類を添え、提出してしなければならない。
- 一 住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
 - 二 自動販売機等管理者の住民票の写し
 - 三 様式第二号の自動販売機等管理者業務承諾書
 - 四 自動販売機等の設置場所の提供者がその設置を承諾していることを証する書類
 - 五 自動販売機等の設置場所の配置図及び付近の見取図
- 2 条例第十二条の二第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 自動販売機等管理者の生年月日
 - 二 自動販売機等の製造者名、型式及び製造番号
 - 三 自動販売機等を設置しようとする年月日
- 3 条例第十二条の二第二項の規定による変更の届出は、様式第三号の変更届を提出してしなければならない。この場合において、当該変更が、同条第一項第一号に掲げる事項に係るものである

ときは第一項第一号に掲げる書類を、同条第一項第三号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第二号（当該変更が自動販売機等管理者の変更による場合にあつては、同項第二号及び第三号）に掲げる書類を、同条第一項第四号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 条例第十二条の二第二項の規定による廃止の届出は、様式第四号の廃止届を提出してしなければならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第三条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 一 二十歳に達した者であること。
- 二 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 三 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行うことができる者であること。
- 四 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。

（自動販売機等への表示）

第四条 条例第十三条の二の規定による表示は、様式第五号の表示票を見やすい箇所にはり付けてしなければならない。

（フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第五条 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧するがないようにすること。

2 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名
- 三 保護者の電話番号

（契約の締結に当たつて説明すべき事項）

第六条 条例第二十一条の四第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。
- 二 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。

2 知事は、携帯電話インターネット事業者に対し、前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面等の保存)

第七条 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める日は、当該契約に係る青少年が十八歳に達する日とする。

2 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める事項は、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由及び第五条第二項各号に掲げる事項とする。

3 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める記録媒体は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)とする。

(特定携帯電話端末等に係る契約の締結等に当たつて説明すべき事項)

第八条 条例第二十一条の四第四項に規定する規則で定める事項は、当該特定携帯電話端末等が閲覧制限措置を講ずることができるものである場合にあつては次の各号に掲げる事項とし、当該特定携帯電話端末等が閲覧制限措置を講ずることができないものである場合にあつては第一号に掲げる事項とする。

- 一 当該特定携帯電話端末等に講ずることができる閲覧制限措置の有無
- 二 閲覧制限措置の必要性、効果及び利用方法

(推奨又は指定を掲載する新聞)

第九条 条例第二十四条第二項に規定する規則で指定する新聞は、埼玉新聞とする。

(立入調査)

第十条 条例第二十六条第一項の規定により知事が指定する職員は、次に掲げる職員のうちから指定するものとする。

- 一 県民生活部青少年課に所属する職員
- 二 地域振興センターに所属する職員
- 三 教育委員会の事務局において生徒指導を担当する職員
- 四 青少年の非行の防止を担当する警察職員

2 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第六号のとおりとする。

附 則

1 この規則は、昭和五十八年十月一日から施行する。

2 埼玉県青少年愛護条例施行規則(昭和三十五年埼玉県規則第四十三号)は、廃止する。

附 則(昭和五十九年四月二十七日規則第四十号)

この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則(平成二年十一月三十日規則第六十六号)

この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成八年四月二十三日規則第三十六号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第十二号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第五十五号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第四十六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十日規則第八十六号）

1 この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に自動販売機等にはり付けてある改正前の様式第五号の規定による表示票は、改正後の同様式の規定によるものとみなす。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第三十五号）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に自動販売機等にはり付けてある改正前の様式第五号の規定による表示票は、改正後の同様式の規定によるものとみなす。

附 則（平成二十年十一月二十一日規則第九十三号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年十二月二十四日規則第百三号）

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。

附 則（平成二十二年六月十五日規則第七十八号）

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十月十九日規則第九十五号）

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日規則第五十号）

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第一項第一号の規定の適用については、改正前の第二条第一項第一号に規定する外国人登録証明書の写しは、この規則の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の第二条第一項第一号に規定する住民票の写しとみなす。

附 則（平成二十五年六月二十九日規則第四十八号）

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日規則第八十四号）

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

図書等自動販売機等設置届
がん具等

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

届出者 氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

電話番号

図書等又はがん具等の自動販売機の設置について、埼玉県青少年健全育成条例第12条の2第1
自動貸出機

項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機等の設置場所			
自動販売機等管理者	住 所	電話 ()	
	氏 名	生年月日	年 月 日
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 (事務所の 所在地)	電話 ()	
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)		
自動販売機等の 製造者名、型式 及び製造番号	製造者名		
	型 式		
	製造番号		
自動販売機等に 収納するものの種類			
設置しようとする 年 月 日	年 月 日		

様式第2号(第2条関係)

自動販売機等管理者業務承諾書

私は、次の自動販売機等について、自動販売機等管理者となり、図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行うことを承諾します。

設置場所		
自動販売機等の 製造者名、型式 及び製造番号	製造者名	
	型式	
	製造番号	

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第3号(第2条関係)

図書等自動販売機等変更届
がん具等

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

届出者 氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名

電話番号

図書等又はがん具等の自動販売機の届出に係る事項に変更があつたので、埼玉県青少年健全育成条例第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機等の設置場所			
自動販売機等の製造者名、型式及び製造番号		製造者名	
		型 式	
		製造番号	
変更事項			
変更内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	

様式第4号(第2条関係)

図書等自動販売機等廃止届
がん具等

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

届出者 氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

電話番号

図書等又はがん具等の自動販売機の設置を廃止したので、埼玉県青少年健全育成条例第12条の

2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止した自動販売機等の設置場所		
	製造者名	
	型 式	
	製造番号	
廃 止 年 月 日	年 月 日	

様式第5号(第4条関係)

自動販売機等表示票		整理番号	市町村	
			地域振興センター	
14.8 センチメートル 	設置場所			
	自動販売機等 管 理 者	氏 名		
		住 所		
		電 話 番 号		
	設 置 者	氏名又は名称及 び代表者氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地		
		電 話 番 号		
	自動販売機等の 製造者名、型式 及び製造番号	製 造 者 名		
		型 式		
		製 造 番 号		

← 21センチメートル →

様式第6号(第10条関係)

表

立 入 調 査 員 証	
写	第 号
真	次の者は、埼玉県青少年健全育成条例第26条第1項の規定による立入調査及び質問の権限を有する職員であることを証明する。
年 月 日	所属・職名 _____
年 月 日	氏 名 _____
年 月 日	有効期限 _____ 年 月 日
埼玉県知事 印	

裏

埼玉県青少年健全育成条例抜粋 (条例の解釈適用)	
第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。	
(立入調査)	
第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。	
(1) 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所	
(2) 興行を行う場所	
(3) 利用カード等の販売を営む場所	
(4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所	
(5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所	
(6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所	
(7) 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場	
(8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。)を行う場所	
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(罰則)	
第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。	
(4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	